

議案第181号

大阪市選挙公報条例の一部を改正する条例案

大阪市選挙公報条例（昭和30年大阪市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(選挙公報の発行手続) 第4条 前条の申請があつたときは、市の選挙管理委員会は、掲載文を <u>原文のまま</u> 選挙公報に掲載するものとする。 [②・③ 略]	(選挙公報の発行手続) 第4条 前条の申請があつたときは、市の選挙管理委員会は、掲載文を <u>原稿のまま写真印刷して</u> 選挙公報に掲載するものとする。 [②・③ 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

令和4年11月30日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

選挙公報への掲載文の掲載に係る手続を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。